

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	20	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	破綻保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の非課税措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>協定銀行は、保険契約者保護機構（以下「機構」という。）との協定に基づき、機構から資産の買取りの委託を受けた場合、機構に代わって破綻保険会社、承継保険会社又は清算保険会社（以下「破綻保険会社等」という。）から資産を買取り、その管理回収を行うこととされている（保険業法附則第1条の2の2～第1条の2の5）。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>平成31年3月31日までに、協定銀行が破綻保険会社等から不動産を取得した場合における、現行の不動産取得税の非課税措置について、引き続き延長すること。</p>		
関係条文	地方税法附則第10条第3項		
減収見込額	<p>[初年度] ー（ ▲34 ） [平年度] ー（ ▲34 ）</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>保険会社の破綻処理を行う際、機構と協定を締結した協定銀行に、破綻保険会社等の資産の買取りを行わせることにより、円滑な破綻処理を進めようとするもの。</p> <p>協定銀行が資産の管理回収を強力かつ効率的に行うことにより、金融システムの安定の確保に寄与し、ひいては、国民等の負担を最小限に抑制する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 協定銀行が行う破綻保険会社等の資産の買取りは、</p> <p>イ 保険会社の破綻処理に必要不可欠な制度であり、強い公共性を有していること、</p> <p>ロ 管理回収を専門的に取り扱う協定銀行が行うことにより、破綻保険会社等の再生や資産の管理回収を強力かつ効率的に行うことができること、</p> <p>② 協定銀行側に、協定に基づき、いわば強制的に資産の買取りを行わせること、</p> <p>③ 協定銀行の制度は「当分の間」の時限的措置であるが（保険業法附則第1条の2の2）、国会において同制度終了の判断はなされていないこと、</p> <p>④ これまでに協定銀行による不動産の取得実績はないものの、今後保険会社の破綻が生じた際には、保険会社は銀行よりも不動産保有率が高いことに鑑み、破綻処理に伴う不動産取得が行われる可能性が相対的に高いこと、</p> <p>から、破綻処理を円滑に進めるため、現行の非課税措置を延長する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	金融機関破綻時等におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	当分の間
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	これまでに適用した実績はない。
有効性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上、明示困難なため、適用見込み明示せず。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	協定銀行による資産の買取りは、保険会社の破綻処理に必要不可欠な制度であり、保険契約者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は保険会社破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与する見込み。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税 ・登録免許税の免除（保険業法附則第1条の2の12第1項） ・土地等の譲渡にかかる租税特別措置法の適用除外（保険業法附則第1条の2の12第2項）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	協定銀行による資産の買取りは、保険会社の破綻処理に必要不可欠な制度であり、保険契約者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は保険会社破綻時等におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与することから、本措置は妥当なものである。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>これまで適用した実績はない。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>なし</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>協定銀行による資産の買取りは、保険会社の破綻処理に必要不可欠な制度であり、保険契約者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は保険会社破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与するものとなっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>要望内容の性格上、明示困難なため、目標達成明示せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>要望内容の性格上、明示困難なため、目標達成明示せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 12 年度改正において、初めて本措置を要望し、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 19 年度、平成 21 年度、平成 23 年度、平成 25 年度、平成 27 年度及び平成 29 年度改正要望で同措置の延長を要望し、それぞれ 2 年間の延長がなされている。</p>
<p>ページ</p>	<p>20—3</p>